

白井市原油価格・物価高騰対策支援金制度

【市独自の中小企業等及び個人事業者等向け】

1 趣旨

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、原油価格及び物価が高騰し、経費が増大している中小企業等を支援するため、市独自の支援金を支給します。

2 支援金額

1 事業者あたり

中小企業等：20万円

個人事業者等：10万円

3 対象経費

燃料関係（ガソリン、軽油、灯油、重油、ガス、電気、水道費など）、仕入れ価格および外注費等を含めた**経費全般**を指します。

4 対象期間

令和4年1月から同年12月までのいずれかの月のうち、申請者が任意に選択した連続する3カ月になります。

5 対象者

- 令和4年6月27日までに市内に「主たる事業所」を有し事業を開始している中小企業等、個人事業者等（農家等含む）であること。
※複数店舗を所有している場合などは納税事業者を1事業者とします。
 - 対象期間における経費が昨年同期間における経費と比較して20%以上増加していること。かつ、対象期間における経費の月平均額に12を乗じて得た額が、昨年度同期間における経費の月平均額に12を乗じて得た額と比較し、中小企業等にあっては20万円、個人事業者等にあっては10万円を超えていること。
 - 市税の未納がないこと。
 - 事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること。
 - 引き続き市内で事業継続の意思があること。
- ※その他要件は白井市原油価格・物価高騰対策支援金交付要領を確認ください。

6 申請期間

令和4年7月15日（金）～令和5年1月31日（火）※郵送必着

7 申請先

白井市市民環境経済部産業振興課 商工振興係

〒 270-1492 白井市復 1123

※郵送で申し込む場合は封筒に「白井市原油価格・物価高騰対策支援金書類
在中」と記載ください。

8 申請方法

郵送及び窓口による

※申請書類は市ホームページからダウンロード

又は産業振興課窓口、公民センター、商工会窓口で配布

9 申請書類

① 白井市原油価格・物価高騰対策支援金申請書兼請求書【市様式】

② 宣誓・誓約・同意書【市様式】

③ 対象月の売上台帳等（経費内訳がわかるもの）の写し

④ 確定申告書類（法人にあっては法人事業概況説明書含む）の写し

⑤ 許認可証の写し（許認可業種の場合添付）

⑥ 振り込み口座を確認できる書類の写し（通帳の写し等）

⑦ 履歴事項全部証明書（中小企業等）

本人確認書類（個人事業者等）

国民健康保険証の写し・本人確認書類の写し・業務委託契約等収入があることを示す書類（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等）

⑧ 事業所の所在がわかる書類の写し（確定申告書に市内事業所の記載がない場合）

⑨ その他市長が必要と認める書類

※上記申請書類についての詳細は市HP、申請要領をご覧ください。

10 支給までの流れ

① 市に申請→②市で書類審査→③決定通知の送付→④振り込み

11 お問い合わせ先

白井市市民環境経済部産業振興課 商工振興係

電話 047-492-1111（代表）

FAX 047-491-3554

Mail syoukou-shinkou@city.shiroi.chiba.jp

※メールでのお問合せは「白井市原油価格・物価高騰対策支援金に係る問い合わせ」と表題を入れてくださるようお願いいたします。

詳細は市ホームページをご覧ください

また、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください